

大分県動物愛護センター所長 殿

届出者 氏名



住所 〒

電話番号

誓約書

このたび、私は、おおいた動物愛護センターから動物を譲り受けるにあたって、次の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

- 1 動物の本能、習性等を理解するとともに、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養管理します。
- 2 犬については、「狂犬病予防法」に基づく、犬の登録及び狂犬病予防注射を受けます。また、鑑札及び注射済票を必ず装着します。
- 3 犬については、係留、屋内飼育等により、確実に逸走防止を行います。また、猫については完全室内飼養します。
- 4 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 5 動物の疾病予防に努め、動物が疾病にかかった場合は、速やかに適切な治療を受けさせます。
- 6 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」、また犬については「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守します。
- 7 譲り受けた動物に病気、行動、その他の問題が生じた場合、あるいはその動物により問題が発生した場合、動物愛護センターに対してその責任を一切問いません。
- 8 譲り受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行いません。
- 9 やむを得ず飼養が困難となった場合は、責任をもって新たな飼い主を探し、その結果を動物愛護センターに報告します。
- 10 動物愛護センターが実施する電話連絡、立入調査等に協力します。
- 11 譲り受けた動物について、飼養者の住所、氏名を変更した場合、また、動物が死亡した場合は速やかに動物愛護センターに報告します。
- 12 犬について、咬傷事故を起こした場合は、直ちに最寄りの保健所または動物愛護センターに届け出ます。
- 13 所有者不明の動物を譲り受けた後、元の所有者が判明し、返還を求められた場合には、元の所有者に返還します。
- 14 動物愛護センターから譲り受けた動物について、センターが当該動物の不適正飼養を認め、その返還を求められた場合は、これに応じます。
- 15 その他、動物愛護センターの指示に従います。